

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

日時 平成26年7月9日（水）17:53～18:27

場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

橋本 泰宏 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

堀 泰雄 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保育の2回試験要請の現状について
- 3 閉会

○藤原次長 時間が早いのですけれども、始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

6月の改訂成長戦略の中に、御議論いただきましたけれども、72ページになります。お手元に付箋を張ってございますが、保育士不足解消等に向けての対応強化ということで最初のポツでございます。

現在、年1回行われている保育士試験を、国家戦略特区の区域を含む都府県において年2回行うことについて検討するよう、関係都府県に要請するという閣議決定文書がございまして、早速その文書に基づきまして、これは保育課長のお名前、各都府県の民生主管部局長宛てということで御用意をいただいておりますが、これにつきまして、ワーキンググループで御議論いただきたいと思ひます。なお、事務的には申し上げてはいるのですが、三つ目のパラグラフのところ、まさに閣議決定文書とダブるところなのですが、若干表現が

閣議決定と異なる言葉が残っていたり、あとそもそも12月26日という期限でいいのかなど、その辺のところは事務的にも御指摘をさせていただいておりますが、そのあたりを中心に今日は御議論いただければと思います。

では、八田座長、よろしくをお願いします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくささいましてありがとうございます。それでは、早速、この要請について御説明をお願いしたいと思います。

○橋本課長 御覧のとおりのものでございますけれども、先般の成長戦略を受けまして、私どもとしては、それぞれの都道府県における対応ということを御検討いただく必要がございますので、なるべく早くこの要請文をお出ししたいと思っております。

内容につきましては、もうこれまでの成長戦略を定めていくまでの経緯の中でやりとりをさせていただきました中身を踏まえまして、こういった成長戦略の中での文言を踏まえ、国家戦略特区の区域を含む各都道府県においては、国家戦略特区の区域における保育士の需給状況を踏まえ、保育士試験の2回実施について、その是非も含めて御検討いただき、検討結果について、平成26年12月26日までに御連絡いただきたいということで書かせていただきました。

なお、ということで、私どもの規制改革会議のほうに御報告をさせていただきましたシミュレーション結果につきましては、参照いただけるように、御覧をいただけるような形で御案内をさせていただいております。

先ほどの事務局のほうからの話もございましたように、今申し上げたその是非も含め御検討いただきたいという形でお示しをしておりますが、最初にこの場でもお話しいたしましたように、保育士試験を2回やるということについては、試験の受験者数の推移といったこと、さまざまシミュレーションをする中で、受験料などの影響もございますので、そういったところについては、まさに虚心坦懐に是非も含めた検討といったことが必要なのではないかと思っておりますし、また、これをまとめてきた経緯の中でも、その是非も含めたということは検討する内容に当然含まれるという共通理解のもとにまとめてきたと思っておりますので、そういったものを踏まえたものでございます。

検討結果のお出しをいただく時期につきましては、都道府県のほうで御検討いただく時間を十分取ったほうがいいのかなどということで、年末ということで区切らせていただいておりますけれども、ここのところについては、多少もう少し早めてということであれば、そのところはあまり都道府県のほうに急がせないような範囲の中で、常識的なところでのもう少し早めにするというところはあり得るのかなと思います。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ちょっとここから離れて、年に2回やることを都道府県が決めるときに、どこにやってもらうか。これは基本的には都道府県が選ぶことができるわけですね。

○橋本課長 そうですね。平成13年に児童福祉法を改正する前は、それぞれの都道府県が

自ら直接実施をしております、法改正によりまして、指定試験機関という仕組みができて、それを受けて各色んな都道府県のほうで、順次その指定機関を指定しまして、委託をしてくれている。現在は、全て委託で行われているというのが実態でございます。

○八田座長 委託する先はどこを選ぶかも自分で決めることができますね。

○橋本課長 はい。

○八田座長 この間のシミュレーションというのは、特定のところでやった場合にという想定ですね。

○橋本課長 あれは全国一斉に行うとしたら全体の受験者数がどうなるか、合格者数がどうなるかというような形でシミュレーションしたもの、過去の実績に基づいてシミュレーションしたものです。

○八田座長 それで、都道府県の側で答えるときに考えるかもしれないのは、例えば、夏は統一のものでやっておいて、冬はもう一つ別なものでやるというようなチョイスはあるのでしょうか。そうすると、もし、それがあれば随分やりやすいとは思うのです。

○橋本課長 それは実施者のほうで色々と検討する中で御考慮をいただくことかなと思います。ただ、試験の問題作りというところは、それなりに知見のある人たちの協力が得られることが前提になると思いますし、色んな形でそこは慎重に御検討されるだろうと思います。

○八田座長 どうぞ。

○原委員 検討結果を年末までにされた場合には、実施されるタイミングはどういう想定でされているのでしょうか。

○橋本課長 この時期までの結論が出たときにどうなるのかというところは、また、そこはまさに座長がおっしゃったように、どういった機関がこの試験を実施するかというところにもよるのだらうと思います。ただ、私どもが規制改革会議のほうから宿題をいただいて色々と検討していった中で、やはりミスなく試験時にも行うということには相当慎重な体制の整備と、その充実した上で試験事務というものにワンサイクル少なくとも習熟した上でなければ、なかなか2回実施というものに踏み切るのは危険だらうという御意見が非常に強くございましたので、そういう意味で考えると。

○八田座長 どこの意見ですか。

○橋本課長 今現在、指定試験、試験機関となっているところでございます。

○八田座長 試験機関には、既得権があるでしょう。

○橋本課長 既得権と申しますか。

○八田座長 その意見は最後に聞けばいいことで、新試験をしたいというところの意見をまず聞くべきではないでしょうか。

○橋本課長 実際に今実施されている実務を担っているお立場から見て、どういうふうな準備が必要かということ。

○八田座長 それは保守的になりますね。

○橋本課長 それはもちろん御検討された上でということだと思います。

○八田座長 それは新規参入を入れるべきか否か検討するときに、独占企業に意見を聞くのと全く同じですね。

○原委員 検討結果について、この年末までにされると、来年度からの実施を想定されるということですか。今、實際上夏でしたね。

○橋本課長 今の試験事務の動きから考えまして、年末ぐらいまでの時期に結論を出して来年度から実施するというのはおそらく無理だろうと思います。おそらく、早くても再来年度だと思っています。

○原委員 それは、国家戦略特区でやるという意味をほとんど無にしてしまうことだと思います。特区でやるということは、やはりスピーディーに改革の実験をやっていくということに価値があるわけですし、2年後、3年後の話は今されているとなると話にならないなということだと思います。

○橋本課長 それだけ実務を担っている者から見て、やはりきちんとミスなく実務を行うということを前提にしてスケジュールを組んだときに、そういった御意見が出てきたということでもありますし、そういったものがございましたので、私どもとしても試験を2回実施するということがなかなか即効性というものを伴わないのではないかとということもありまして、その幼稚園の教諭免許を持っている方々に特例を設けておりますので、そういった方々の保育資格の取得特例というものを活用することのほうがずっと即効性があるのではないかとということで規制改革会議のほうにもそういった形で御報告させていただいたということでございます。

○原委員 議論の経過は、今お話しいただきましたけれども、決定されていますから、それは決定されていることはきちんとしていただけたらいいのではないかと思います。この検討について、今から半年かける必要があるのでしょうか。実施する段階できちんとミスの起きないように、問題が生じないように組み立てないといけない、それはそうだと思います。そこはしっかり準備されたらいいと思いますが、やるかどうか、どうするのかということについての検討にこんなにお時間をかけられますか。

○橋本課長 それは都道府県のほうにあまりタイトな時間設定をするというわけにもいかないだろうということで慎重な検討をしていただけている時間を取ろうという趣旨でしているわけでございますけれども、私どものほうも規制改革会議のほうから、成長戦略とかこれと同じぐらいの時期に宿題をいただいて、翌年の年度末のところが期限という形になっておりましたので、私どももそのくらいのお時間をいただいたので、都道府県のほうにもなるべくお時間を取っていただくべきかなということで、こういった形で今考えておるところでございます。

○原委員 できるだけ早急に検討いただけたらいいと思うのです。これは実際に現場でお困りになっていることがあるわけでしょうから、そういうことがあって、国家戦略特区では検討するように要請するということがわざわざ決定されているわけですので。これをあ

えて年末までという期限を付す理由がよくわからない。

○橋本課長 私どものほうも、年度末までという形で期限をいただいておりますので、ただ、そうは言っても総理のほうからもなるべく年内にというお話も全体的にあったともお聞きしていますので、そういった意味では年内にという形で切ったほうがいいのかなどということで年末にさせていただいています。

○原委員 これは先ほどからおっしゃっている、そちらの検討期限というよりは、規制改革会議で議論されたときの経過のことをおっしゃっているのですか。それはもう散々議論された上で、今この国家戦略特区でやりましょうという話になっているわけなので、別にそこに同じ期間を与えないといけないとか、そういう議論では全然ないと思います。既にシミュレーション結果があって、それを参考にして検討できるとか、そういうこともあるわけですね。

○橋本課長 12月26日という日が絶対的なものだとは思っていませんので、そういう意味では少し短縮をすることは考えております。

○藤原次長 総理の御指示というのは、法律改正を伴わないものについては、遅くとも年内までに措置実現ということですので、そこだけは誤解のないようにお願いします。これはもちろん法律を何か変えるという話ではないにしても、結論時期が年内という話だとすれば、それは総理の指示は明らかに違うので、そこだけは意識を変えていただいたほうが良いと思います。

○八田座長 これは素人考えであれですけれども、特区諮問会議で決まったのは、検討を都道府県に要請するというところだから、要請をされたらば、あとはもう勝手に決めてちょうだいというわけにはいかないのですか。返事をもらってからやらせるという必要はないのではないですか。私、こういうものはいかにも本当に自治体に任されていると今まで思っていたのです。だから、決してこのポイントは、国としてこれについてやるなというつもりは一切ないよということが要請するというところの一番の眼目であって、これを早急に言われたら、それであとは自由にやりなさいということでもいいのかなと思ったのです。だから、特に何日までにと言わなくてもいいのではないかなと思ったのです。

○橋本課長 そういった御趣旨で考えていることであれば、それはまたそれを踏まえて考えたいと思います。

○原委員 これは大体期限を書くと、逆にここまでは結論を出さないという。

○八田座長 という感じはありますね。だから、ある意味でボールを投げられてしまって、自治体のほうでちゃんと頑張らなさいよということでもいいのではないかという気がするのです。

文章の問題ですけれども、元々の言葉で年2回行うことについて検討するよということによって文章は決まったわけですが、ここでは年2回実施についてということになっているけれども、年2回行うことについて検討するよと、元々の文章でいいのではないのでしょうか。元々の文面でとにかく必ず2回行いなさいというようなことは書いていないわけです。

から、このとおりでいいのではないかという気がします。

せっかくこれをやる以上は、色んな自由度が与えられていて、そして、役所としてはそういうことを自主性を持って決めるならばサポートするよということがどこかにあるといいと思うのです。

○橋本課長 この検討の是非も含めというところのことをおっしゃっている。そのところは私どもとしても、やはり自治体のほうに私どもとしての気持ちというものもきちんと正確に伝えなければいけないと思いますし、そのところは是非も含めた検討ということで共通認識だと思っておりますので、このところはそういうふうな形でさせていただきたいと思っています。

○八田座長 しかし、ここは色々やりとりがあった上で、都道府県において年に2回行うことについて検討するよということによって決まったわけですね。そうすると、この文章で誤解が生じる余地はないと思うので、このとおりの文章を使ったほうが素直だと思うのです。

○橋本課長 お言葉ではございますけれども、このところは私どもとしても、こういう認識で成長戦略の取りまとめをしたつもりでございますので、そのところはこういった文面でさせていただきたいと思います。

○原委員 これだとなぜダメなのですか。

○橋本課長 要するに、是非も含めた検討ということをきちんとわかるようにしていただきたいということです。

○原委員 もしわからないと、お考えと違うというのであれば、なぜこれで決定されたのですか。

○橋本課長 これはそういうふうな趣旨だということを通理解に至ったということであつたから。

○原委員 だったら、別に同じ文章でもいいではないですか。

○橋本課長 ですので、そのところはきちんと文章上も明示させていただきたいということです。

○原委員 だって、これで別に問題ないと思われたから決定されたのですね。

○橋本課長 それはそういう理解のもとにこの文章で設定したわけですから。

○原委員 この文章で問題ないのでしょうか。

○橋本課長 要するに、含意として、是非も含めたものというのが含意だという理解のもとに作っております。

○八田座長 とにかく、2回やることに関して自治体に聞くと「国が邪魔する」と言う人がいる。それはおそらく役所の本意ではないと思うのです。だから、決して役所がそんなことを邪魔しないよと。それは自治体で自由に決めなさいということが元々の精神に沿ったことなのだと思います。そうであれば、そのことがどこかにじみ出るようにしていただければありがたいと思います。

それが今回の特区での結果の趣旨だと思います。全国でということではないけれども、少なくとも特区では、自主性を本当に重んずるということを役所が明確に宣言されたということは意味があると思います。それが誤解を受けるようなことにはしないほうがいいと思います。

○橋本課長 私もこういった形でお示しをし、また私どもとしての検討結果のところはもう自由に御覧いただいて、それを参考にさせていただきたいということでございますので、そういった誤解は生じないと思います。

○原委員 先ほどの文章がどう意味が違うのかよくわかりませんが、大した違いでは全然ないと思いつつ言っているのですけれども、あえて「是非」という言葉を入れられるというのは、やはりやるべきではないと思っていますというお気持ちがすごく表れているのだと思うのです。

○橋本課長 少なくとも、私どもとしては、そういったことについて必ずしも即効性のある策とは言い切れないということで、むしろ対案を規制改革会議に対して示したわけですから、そういう私どもとしての含意というところはきちんと酌み取っていただく必要があると思っています。

○原委員 賛成ではないけれども、決定してしまったので、その気持ちを表したいということをおっしゃっているわけですか。

○橋本課長 こういったことが共通理解に立った上でこの戦略がまとめられたということでございますので、それでやりとりさせていただきたい。

○原委員 これが即効性のない対策であって、本来やるべきでないなどという共通認識は全然ないです。

○橋本課長 ただ、それはこの規制改革会議のほうに御報告をさせていただいた中に、そういったことでももちろん御報告をさせていただいておりますけれども、元々の認識がそうでございますので、この国家戦略特区についての御相談をさせていただく中でも、その認識に立って私どもは相談させていただきました。

○原委員 だから、これは本来やるべきではないというお考えをにじみ出したいというお考えでこれを作られているという、その説明でよくわかりました。

○八田座長 それは、規制改革のほうは規制改革のほうで納得されたのかもしれないけれども、私どもは、やはり非常に保育士が不足しているところでは、元々の制度の趣旨に沿って、自治体の自主性をできるだけ重んじたい。国が邪魔しているなどという印象を一切与えるつもりはない。そこに関してはお役所も全く同一であると思ったのです。年2回やるのも全部全国统一でやるというのには、色んな理由でお役所としては反対された。けれども、特区において自治体が自主的にやるということについては何の問題もない。むしろ制度の精神に沿ったことを重んずるよと。だから、やれとかやらないとかいうのではなくて、ちゃんとやっつけていいよということで検討を要請するという気持ちというのは、文面というのはそういうことが表れたのだと思ったのです。だから、先ほど規制改革のほうは

とおっしゃったけれども、全国一律にというのはまたちょっと違うのだと思うのです。

○原委員 ずっとおっしゃっているように、これは元々反対でしたということをおの文章に書きたいということですから、これは全くお立場が違うのだと思うのです。私、そういうのが政府で決定されたことについて、本当は反対だったのでそう書きたいというのが役所の方として許されるのかなというのがすごく疑問です。そういうことであれば、それは記録に残してそうされたらいいのではないですか。それは役所の中で本当にいいのですか。

○橋本課長 私どもとしては、これの相談をさせていただいた過程の中で、検討するという内容には是非も含めるということは当然含まれるためということで、是非を含めてという言葉は成長戦略の言葉の中から落とすという経緯を経て決定されたと理解しておりますので、そういうことで記録に残していただければと思います。

○原委員 もし、そうであれば、この文書でなぜいけないのですかということなのです。それを先ほどお伺いしたら、元々反対だったのです、だから、その気持ちをにじませたいのですという御説明ですね。そう理解しました。

○橋本課長 元々一定の懸念を持っておりましたので、そういったところを正確に反映させていただく。

○原委員 それはものすごく無責任ではないですか。懸念がありました、決してポジティブに賛成ではありませんと、だけれども、決定してしまいましたということをおっしゃっているのですね。全く理解できない。

○八田座長 閣議決定の言葉とは違う言葉を使います。それは閣議決定の言葉、意味は同じなのだけれども、あえて反対だと言いたい。それはよくわからないですね。

○橋本課長 それはあくまでも閣議決定の文言の調整の過程の中でのプロセスというものを反映させた表現で、私どもとしては出したいということでございます。

○藤原次長 含意文書の話をする、多分ワーキンググループの先生方、あるいは我々事務局も含めて、ほかに色んな含意の表現だってあったのだと思うのです。特に、この議論というのは、まさに先生方も最後まで議論されたところでもありますし、逆に言うと、そここのこだわったポイントをあえてまた出してくるといって、そこはもう若干全体の話を含めて收拾がつかなくなると思います。閣議決定、含意文書の表現でやっていただくことの特段の問題点があるのでしょうか。

閣議決定の文章がお互いに納得の上で決まっているわけですね。そこに忠実にやっていただくというのが、むしろ当然やっていただくべき作業ではないかと思うのです。この話を突き詰めていくと、多分内閣府のほうとしても重ねてまた通達を出さなくてはいけないなどという判断にもなりかねません。そうすると、自治体は多分混乱をしてしまう状況になると思うのです。

本来、そういう意味では本当は連名でやるのがいいのかもしれない。逆に言うと、厚労省のほうでやっていただくのであれば、内閣、あるいは先生方も含めて納得した文書でやっていただくからこそ厚労省のほうでやっていただくのです。逆に単独で認識が違う文書

が出る」とすると、ではこちらもとか、そういう話になるのは一番自治体に対しても迷惑だと思ふし、御再考いただくとありがたいです。

○橋本課長 内閣官房のほうでどうされるかというところは、それは内閣府のほうで決めていただければと思います。私どもとしては、こういったところでさせていただきたいと思っております。

○原委員 ちゃんと大臣間で調整されたらいいのですか。それぞれの役所で違う含意がありましたと通達を両方で出したらあり得ないのです。日本国政府として恥ずかしいのではないですか。

○藤原次長 ただ、そうせざるを得ない状況というのは本当に残念なので、まさに合意点が違うという話は、そういう意味ではちゃんとすり合わせる必要があると思ふのです。まさに今日はそういう機会なのです。

○八田座長 普通にやれば、閣議決定の言葉を使うのでいいと思ふし、この閣議決定の文書で意味は正確に入っていると思ふます。だから、これからわざわざ外れようというのは、先ほど言ったような意図がむしろ自治体に出るとしたら、全てのやったことの趣旨と反します。全国で統一するのは反対でいらっしゃるけれども、自治体が自主的にやるということについては、それは自由にやるというのが制度の趣旨だよということを明確におっしゃったと思ふのです。自治体がやるときに、もちろん不手際などないようにきちっとやるというのは当然の趣旨だけれども、でも、制度の趣旨として、自治体に自主性があるのだよということ強調された。だから、別に新しい制度を作ったわけでも何でもなし。そのことを役所としてはもう確認するのだよということがこの趣旨だったのだから、そこにちょっとでも疑いを持たせるようなものはまずいだらうと思ふのです。

○橋本課長 まさに結論の方向性というものについては是非も含めて要するに考えてくださいよということをございますので、そういうところで誤解は生じないと思ふます。

○藤原次長 そこまでこだわられるのだったら、そこは閣議決定の文書でこだわられないといけなかったと思ふます。

○八田座長 では、大臣と御相談してということになりますか。

○藤原次長 ですから、単独で色々やっていただくにはまだ意見の対立がありますので、大変申し訳ないですけれども、これはお互い持ち帰って、また今日の状況を中でもんでいただくということしかないとと思ふますし、場合によっては、次回の特区諮問会議とか、そういった議論にもなるとと思ふますので、そういう前提で、中でまた今日の議論を持ち帰っていただくということによろしいでしょうか。

○橋本課長 私どもとしては、先ほど、だったら閣議決定の文言についてこだわられるべきだとおっしゃいましたけれども、そういう共通理解があるということを確認したからこそ、閣議決定の文言について調整したわけをございますして、そこを今そういうふうな言われ方をするとするのは誠に心外でございます。

○原委員 元々反対でしたなどという共通認識が内閣府とあったのですか。

○藤原次長 反対だったという認識は、少なくとも事務局としてはなかったのです。

○八田座長 2回行うことについて検討するというのは、もちろん含意としてそれは入っていますね。日本語の自然な意味として。だけれども、それは元々の文章でやれば、そうすると、先ほどから申し上げているように、自治体は自由にやりなさいよと、自主性を尊重するよと、だけれども、もちろん是非を含めてだから、やれと言っているわけではないよということのはっきりしているのですが、わざわざ変えると、いかにも役所がそんなに自主性を尊重しているわけでもないのだよということを変えることによって、そういう印象を与えてしまっはまずいだろうと、そういうことなのです。

だって、元々の文章はちゃんと是非を含めての意味は入っているわけですから、そこでわざわざ文章を変えることの意味と言ったら、何となくうちはネガティブなのだよというメッセージに聞こえてしまいますよね。

○橋本課長 元々入っているわけですから、それを明示して何の支障もないと思っています。

○藤原次長 元々入っているという御認識は不正確だと思います。元々入っているのを主張すると、多分内閣府、あるいはワーキンググループとして元々入っている文言もほかにもあるはずなので、皆さんがここの部分だけ御主張されるというのはバランスが取れないですね。

いずれにしましても、今日こういう状況ですから持ち帰ってということにさせていただいてよろしいでしょうか。その点だけは御検討いただくということで、よろしいですか。

○八田座長 どうもありがとうございました。